

# 週休2日制促進工事対象拡大に伴う制度改定の説明会

令和8年3月9日（月）13：30～

水戸市役所 会議室 303・304号室

## 説明会次第

1 開 会

2 説 明

(1) 週休2日制促進工事対象拡大について

(質疑応答)

(2) その他

工事費内訳書記載方法の変更について

(質疑応答)

合冊入札について

(質疑応答)

4 閉 会

# 説明会

(1) 週休2日制促進工事対象拡大について

(2) その他

工事費内訳書記載の変更について

合冊入札について

## 担い手3法のこれまでの改正経緯

### 品確法

(平成17年制定)

価格のみでなく品質を加味した総合評価の導入



### 建設業法・入契法

(昭和24年制定)(平成12年制定)

建設工事の適正な施工の確保・公共工事の入札契約の適正化



### 平成26年 担い手3法

発注者は、受注者が適切な利潤を確保できるようにすること  
従事する者の賃金その他の労働条件、労働環境の改善

5年後

※5年後見直し規定あり  
(附則第2項)

ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

5年後見直し規定あり(附則第8条)

5年後

### 令和元年 新・担い手3法

元請は、下請が利潤・工期を確保できる発注をすること

※5年後見直し規定あり(附則第2項)

5年後

働き方改革に向けた適切な工期の確保

5年後見直し規定あり(附則第8条)

5年後

### 令和6年 第三次・担い手3法

担い手の休日・賃金の確保と地域建設業等の維持

※5年後見直し規定あり(附則第2項)

労働者の処遇改善と価格高騰時の労務費へのしわ寄せ防止

5年後見直し規定あり(附則第5条)

- ・ 受注者の処遇改善
- ・ 利潤確保
- ・ 適正な工期の確保  
などを促すことで、  
建設業の担い手確保を目指す！

・ 時間外労働の上限規制  
⇒ 週休2日制工事

・ ダンピング受注防止  
・ 労働者の賃金確保  
⇒ 内訳書に労務費等を明記

【労働基準法の改正】

時間外労働の上限規制（令和6年4月～）

週休2日制工事の対象が拡大  
されます

（適用日） 令和8年4月1日以降に入札公告する工事

# 【改定の要点】

	対象	発注方式		経費等の補正
現行	予定価格が 4,000 万円以上の工事で、発注者が選定したモデル工事を対象とする。	原則、受注者希望型		<ul style="list-style-type: none"> <li>完全週休 2 日（週単位）について、契約後の協議により取組みを決定し、達成できた場合は、経費等の率補正を行い設計変更増とする。</li> </ul>
改定	<p><u>原則として、予定価格が 200 万円超かつ、現場作業を行う期間が 1 か月以上と想定される全工事を週休 2 日制促進工事の対象とする。</u></p> <p>ただし、やむを得ない事由により、週休 2 日制促進工事を適用できないと発注者が判断する工事は対象外とする。</p>	(予定価格) 4,000 万円以上	発注者指定型	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>4 週 8 休（月単位）による経費等の率補正を行い発注し、達成できなかった場合は、設計変更減とする。</u></li> <li>契約後の協議により完全週休 2 日（週単位）の取組みを決定し、達成できた場合は経費等を上乘せし設計変更増とする。</li> <li>週休 2 日制による施工に取組む意思が見られない場合、工事成績評定にて減点する等の措置を行う。</li> </ul>
		(予定価格) 4,000 万円未満	受注者希望型	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約後の協議により、<u>4 週 8 休（月単位）又は完全週休 2 日（週単位）のいずれかの取組みを決定し、達成できた場合は、経費等の率補正を行い設計変更増とする。</u></li> <li>週休 2 日制で施工するとしても関わらず、取組む意思が見られない場合、工事成績評定にて減点する等の措置を行う</li> </ul>

# 【改定の要点】

## ※ 週休2日の達成

・ 完全週休2日（週単位）：工事期間中の土曜日・日曜日の総日数に対し、現場を閉所した実績日数の割合（現場閉所日確保率）が100%以上になること。

## （新規追加）

・ 4週8休（月単位）：月単位で設定した2/7日（28.5%）の総日数に対し、現場を閉所した実績日数の割合（現場閉所日確保率）が100%以上になること。

## ※ 履行実績取組証（総合評価方式入札の加点項目）

・ 完全週休2日（週単位）を取組み、現場閉所日確保率100%以上で工事を完成させた場合に限り発行する。

受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定することとする。振替現場閉所日は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあっては、翌月の第一週内に設けることも可とする。

(週休2日促進工事の対象)

第4条 週休2日促進工事は、次の各号のいずれかに該当する工事を対象外とした上で、原則すべてを週休2日促進工事の対象とする。

- (1) 予定価格が200万円以下の工事
- (2) 現場作業を行う期間が1か月未満となることが想定される工事
- (3) 緊急対応のための工事
- (4) 工程や完成時期に制約のある工事
- (5) 経費補正等基準が定められていない工事
- (6) 事業等の性質上、週休2日制での施工に伴う工事費の増額が認められない工事(災害復旧工事等)
- (7) その他、週休2日促進工事に適さないと発注者が判断する工事

(週休2日促進工事の発注方式)

第5条 週休2日促進工事は、次の各号のいずれかの方式により発注することとする。

- (1) 発注者指定型
  - ア 発注に際しては、特記仕様書に発注者指定型である旨明示することとする。
  - イ 契約後、受注者の希望に基づき、完全週休2日制または4週8休制のいずれかの形式を発注者と受注者の協議により決定することとする。
  - ウ 発注時の予定価格算定に当たっては、別に定める経費補正等基準により経費補正等を行うこととする。
- (2) 受注者希望型
  - ア 発注に際しては、特記仕様書に受注者希望型である旨明示することとする。
  - イ 週休2日制での施工については、契約後、受注者の希望に基づき完全週休2日制または4週8休制のいずれかの形式を発注者と受注者との協議により決定することとする。
  - ウ 発注者と受注者との協議により週休2日制での施工が決定した場合は、別に定める経費補正等基準により、設計変更することとする。

2 前項の(1)、(2)の各方式の適用基準は、以下の各号による。

- (1) 第4条に規定する対象工事のうち、予定価格4,000万円以上の工事については原則、発注者指定型を適用する。
- (2) 第4条に規定する対象工事のうち、予定価格4,000万円未満の工事については原則、受注者希望型を適用する。

(実施工程の作成)

第6条 週休2日促進工事受注者と発注者との協議により週休2日制での施工が決定した受注者(以下「受注者」という。)は、工事着手までに週休2日制で施工するための実施

工程を立て、監督員と協議の上、定めるものとする。

(工期の延長)

第7条 前条に基づき実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約書約款第18条、第21条及び第23条の規定による工期の延長を請求することができる。

(受注者の取組事項)

第8条 受注者は、週休2日制による施工について、下請企業等に説明を行った上で工事を進めることとする。

2 一般土木工事の受注者は、土木工事保安対策技術指針に基づき設置する標示板(工事中看板)及び工事説明看板に、週休2日制で施工することを標示することとする。

3 営繕工事の受注者は、工事現場の見やすい位置に、週休2日制で施工することを標示する掲示板(看板)を設置することとする。

4 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に掲示し、現場閉所の実績について確認を受けることとする(工事完成通知書の提出までに、全ての現場閉所実績について確認すること)。

(1) 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類(月間・週間工程表、作業日報等)

(2) 下請け企業等の労働者の場合は、当該工事における当該下請け企業の作業期間及び内容等がわかる書類(作業日報等)

(3) 月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類(4週8休制のみ、前2号に基づき現場閉所日を集計した資料等)

5 受注者は、工事完成通知書の提出までに、現場閉所の実績報告(実施工程に休日の取得状況を記入した書類等)を監督員に提出することとする。

(発注者の配慮)

第9条 発注者は、受注者が週休2日制による工事を円滑に実施できるよう、次の各号に配慮することとする。

(1) 第6条で定める実施工程による工事实施を妨げるような指示等を行わないこと。

(2) 第7条で定める受注者からの工期の延長変更の請求に対して柔軟に対応すること。

(3) 受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応すること。

(工事成績評定等)

第10条 週休2日促進工事を通じ実施された休暇拡大に向けた受注者の取組として、完全週休2日制の実績について、工事成績評定において評価(加点)することとする。

2 週休2日促進工事のうち、発注者指定型の受注者が、契約締結後に判明したやむを得ない事由等が無いにもかかわらず、設計図書に基づく週休2日制による施工に取組む意思が見られない場合、工事成績評定において「法令遵守等」で評価(減点)することとする。

# 【公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律】 （入契法） 第12条の改定

ダンピング受注防止と労働者の賃金確保を目的とする（令和7年12月12日～）

## 工事費内訳書への記載内容 が変更されます

（適用日） 令和8年4月1日以降に入札公告する工事

**材料費、労務費及び適正な施工に不可欠な経費の内訳**を記載した工事費  
内訳書の提出が義務化

# 【工事費内訳書に追加され明示が必要な費目】

直接工事費のうち、材料費 〇〇〇円

直接工事費のうち、労務費 〇〇〇円

現場管理費のうち、現場労働者の法定福利費の事業主負担額 〇〇〇円  
(工事原価のうち、【建築】)

現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 〇〇〇円

工事原価のうち、安全衛生費 〇〇〇円

**上記 5 項目が明示義務化**

# 工事費内訳書

作成日：令和 年 月 日

工事場所 ○○町 地内  
 工事名称 ○○○○○○工事

商号又は名称：  
 代表者名： 印

工事区分	工種	種別	細別	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
道路修繕									
	構造物撤去工								
	構造物取壊し工								
	舗装版切断								
	舗装版切断				16.000	m			
	舗装版破碎								
	舗装版破碎				309.000	m2			
	殻運搬				15.000	m3			
	アスファルト廃材処理費(中間処理施設)				36.000	t			
舗装									
	舗装工								
	アスファルト舗装工								
	不陸整正								
	不陸整正				309.000	m2			
	表層								
	表層(車道・路肩部)				309.000	m2			
	区画線工								



# 工事費内訳書

作成日：令和 年 月 日

工事場所 ○○町 地内  
工事名称 ○○○○○○工事

商号又は名称：

令和7年12月12日施行された入契法第12, 13条の改正により、次の事項を必ず記載すること。

- (直接工事費のうち、材料費の金額)
- (直接工事費のうち、労務費の金額)
- (現場管理費のうち、現場労働者の法定福利費の事業主負担額の金額)
- (現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金の金額)
- (工事原価のうち、安全衛生経費の金額)

印刷範囲外

詳細については、国土交通省ホームページ参照

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000101.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000101.html)

※上記の「工事価格（入札書の見積金額）」は、10,000円未満切り捨てになるように自動計算されるが、「工事価格（入札書の見積金額）」を自動計算値以外の額（工事価格の実数又は10,000円より小さい位での切り捨て）にしたい場合は、直接入力すること。なお、入札書と工事費内訳書の工事価格の金額が一致しない場合は、無効となります。

- Excelの「自動計算」の設定変更の方法  
「数式」タブをクリックし、計算方法グループにある「計算方法の設定」をクリックし、「自動」の項目にチェックを入れる。
- Excelの再計算の方法  
「数式」タブをクリックし、計算方法グループにある「再計算実行」をクリックする。

# 工事費内訳書

作成日：令和 年 月 日

工事場所 ○○町 地内  
 工事名称 ○○○○○○工事

商号又は名称：  
 代表者名： 印

工事区分	工種	種別	細別	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
道路修繕									
	構造物撤去工				1.000	式			
舗装									
	舗装工				1.000	式			
	区画線工				1.000	式			
道路修繕									
	仮設工				1.000	式			
直接工事費計 (A)								0	
	共通仮設費 (B)				1.000	式			
	現場管理費 (C)				1.000	式			
	一般管理費等 (D) (契約保証費用含む)				1.000	式			
工事費計 (A) + (B) + (C) + (D)								0	
工事価格 (入札書の見積金額)								0	

未入力箇所あり

(直接工事費のうち、材料費 円)  
 (直接工事費のうち、労務費 円)  
 (現場管理費のうち、現場労働者の法定福利費の事業主負担額 円)  
 (現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 円)  
 (工事原価のうち、安全衛生経費 円)

# 工事費内訳書

作成日：令和 年 月 日

工事場所 ○○町 地内  
工事名称 ○○○○○○工事

商号又は名称：

令和7年12月12日施行された入契法第12, 13条の改正により、次の事項を必ず記載すること。

- (直接工事費のうち、材料費の金額)
- (直接工事費のうち、労務費の金額)
- (現場管理費のうち、現場労働者の法定福利費の事業主負担額の金額)
- (現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金の金額)
- (工事原価のうち、安全衛生経費の金額)

印刷範囲外

詳細については、国土交通省ホームページ参照

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000101.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000101.html)

※上記の「工事価格（入札書の見積金額）」は、その上段の「工事費計」が10,000円未満切り捨てになるように自動計算されるが、「工事価格（入札書の見積金額）」を自動計算値以外の額（工事費計の実数又は10,000円より小さい位での切り捨て）にしたい場合は、直接入力すること。なお、入札書と工事費内訳書の工事価格の金額が一致しない場合は、無効となります。

- Excelの「自動計算」の設定変更の方法  
「数式」タブをクリックし、計算方法グループにある「計算方法の設定」をクリックし、「自動」の項目にチェックを入れる。
- Excelの再計算の方法  
「数式」タブをクリックし、計算方法グループにある「再計算実行」をクリックする。

## 工事費内訳書

作成日：令和 年 月 日

工事場所：〇〇町 地内  
 工事名称：〇〇〇〇〇〇工事

商号又は名称：

代表者名：

印

〇〇〇〇〇〇工事					
名称	摘要	数量	単位	金額	備考
直接工事費					
建築工事		1	式	0	
直接工事費計 (A)				0	
共通費					
共通仮設費		1	式		
現場管理費		1	式		
一般管理費等	(契約保証費含む)	1	式		
共通費計 (B)				0	
工事価格 (A + B)	(入札書の見積金額)	1	式	0	
				未入力箇所あり	

(直接工事費のうち、材料費 円)

(直接工事費のうち、労務費 円)

(現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 円)

(工事原価のうち、現場労働者に係る法定福利費の事業主負担額 円)

(工事原価のうち、安全衛生経費 円)

# 工事費内訳書

着色部について記載してください

作成日：令和 年 月 日

工事場所 ○○○町 地内  
 工事名称 ○○○○○○工事

商号又は名称：  
 代表者名： 印

工事区分	工種	種別	細別	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
道路改良									
道路土工									
掘削工									
掘削（土砂）									
バックホウ掘削積み込み					1,400.000	m <sup>3</sup>	169	236,600	人力掘削積み込み
路体盛土工									
路体（流用土）									
ブルドーザ敷均し					30.000	m <sup>3</sup>	102	3,060	
タイヤローラ締固め（8-20t）					30.000	m <sup>3</sup>	24	720	
残土処理工									
残土処理									
ダンプトラック運搬（10t積）					1,320.000	m <sup>3</sup>	652	860,640	
残土受入地での処理					1,320.000	m <sup>3</sup>	84	110,880	
法面工									
植生工									
張芝									
人力施工による植生工					60.000	m <sup>2</sup>	1,755	105,300	
直接工事費計	直接工事費を計上します。 直接工事費は、それぞれの単価を記入することで自動計算されます。							1,317,200	
現場環境改善費（率計上）					1.000	式	212,725	212,725	
共通仮設費（率計上）					1.000	式	1,125,182	1,125,182	
共通仮設費計	共通仮設費を計上します。							1,337,907	

# 工事費内訳書

着色部について記載してください

作成日：令和 年 月 日

工事場所 ○○町 地内

工事名称 ○○○○○○工事

商号又は名称：

純工事費				2,655,107	
現場管理費	1.000	式	2,879,735	2,879,735	
中止期間中の現場維持管理費等費用(率計上)	1.000	式	172,126	172,126	
工事原価				5,706,968	
一般管理費等	1.000	式	1,695,828	1,695,828	
契約保証費用	1.000	式	5,088	5,088	
工事価格（入札書の見積金額）				7,400,000	未入力箇所あり

(直接工事費のうち、材料費 円)

(直接工事費のうち、労務費 円)

(現場管理費のうち、現場労働者の法定福利費の事業主負担額 円)

(現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 円)

(工事原価のうち、安全衛生経費 円)

※作成にあたっては、別紙「工事費内訳書の作成例」を参考とすること

令和7年12月12日施行された入契法第12条の改正により、必ず記入する必要があります。

■この内訳書は、「ダウンロード時の状態」ではエクセルの機能により、請負工事費まで自動的に計算されるよう設定されています。しかし、単価記入等の入力時に、誤って初期設定の関数を削除してしまう等を行うと、自動計算されず、間違った請負工事費が計算される恐れもありますので、御注意下さい。

## 【注意事項】

- 工事費内訳書の主要項目に

記入漏れや計算間違い等

の重大な誤りがあった場合には、

「入札の無効」となります。

# 【専門工事業者向け】建設工事の見積書様式例

---

## **徹底** 書き方ガイド

# 見積書鑑の記載事項(材料費)

別紙

見積書合計金額(税抜)(A)のうち、

**建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費**

経費	金額(税抜)
<b>材料費</b>	¥10,142,600 -
<b>労務費</b> ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない	¥15,735,332 -
<b>法定福利費(事業主負担分)</b>	¥2,575,874 -
<b>建退共掛金</b> ※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付事務を委託していない場合のみ計上する	¥166,080 -
<b>安全衛生経費</b> ※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある	¥1,431,180 -

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回るように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。  
また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。  
下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計	¥6,450,000 -
---------------------------------	--------------

以上のとおり、お見積り申し上げます。

## 材料費

**工事の施工に直接使用される材料**の調達費用を指します。具体的には、木材、鉄筋、セメント、ガラスなど、工事の完成に直接的に投入される材料の費用です。

なお、再下請先が材料費を必要とする場合には、その分も計上した上で、再下請先に適切に支払うことが必要です。

# 見積書鑑の記載事項(労務費)

別紙	
見積書合計金額(税抜)(A)のうち、 <b>建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費</b>	
経費	金額(税抜)
材料費	¥10,142,600 -
<b>労務費</b> <small>※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない</small>	¥15,735,332 -
法定福利費(事業主負担分)	¥2,575,874 -
<b>建退共掛金</b> <small>※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付事務を委託していない場合のみ計上する</small>	¥166,080 -
<b>安全衛生経費</b> <small>※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する  <small>※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある</small></small>	¥1,431,180 -
上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。	
また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。	
(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計	¥6,450,000 -
以上のとおり、お見積り申し上げます。	

## 労務費

**工事の施工に直接携わる労働者に対して支払われる、労働者本人が受け取るべき賃金の原資となる費用です。**

基本給相当額(基本給、出来高給)、各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当(家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等)、実物給与(通勤用定期、食事の支給)、臨時の給与(賞与、臨時の賃金、退職金)が含まれます。

また、法定福利費(雇用保険、健康保険・介護保険、年金保険・基金)のうち、被保険者負担分を含みます。それ以外の費用は含まれません。

なお、再下請をする場合は、再下請先の労働者分についても計上した上で、再下請先に適切に支払うことが必要です。

# 見積書鑑の記載事項(法定福利費 | 事業主負担分)

別紙	
見積書合計金額(税抜)(A)のうち、 <b>建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費</b>	
経費	金額(税抜)
材料費	¥10,142,600 -
労務費 <small>※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない</small>	¥15,735,332 -
<b>法定福利費(事業主負担分)</b> <small>※法定福利費は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付事務を委託していない場合のみ計上する</small>	¥2,575,874 -
建退共掛金 <small>※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付事務を委託していない場合のみ計上する</small>	¥166,080 -
安全衛生経費 <small>※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する  <small>※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある</small></small>	¥1,431,180 -
上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。	
また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。	
(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計	¥6,450,000 -
以上のとおり、お見積り申し上げます。	

## 法定福利費(事業主負担分)

**健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料のうち、現場労働者の事業主負担分**を指します。

なお、再下請をする場合は、再下請先の労働者分についても計上した上で、再下請業者に適切に支払うことが必要です。

	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険
	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金*	雇用保険料	労災保険料*
事業主負担分	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	-
本人負担分	労務費	労務費	労務費	-	労務費	-

※事業主が全額負担

**★専門工事業者が元請として工事を請け負う場合、別途、労災保険への加入に必要な費用の計上が必要です。**

# 見積書鑑の記載事項(建退共掛金)

別紙	
見積書合計金額(税抜)(A)のうち、 <b>建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費</b>	
経費	金額(税抜)
材料費	¥10,142,600 -
労務費 <small>※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない</small>	¥15,735,332 -
法定福利費(事業主負担分) <b>建退共掛金</b> <small>※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付事務を委託していない場合のみ計上する</small>	¥2,575,874 - ¥166,080 -
<b>安全衛生経費</b> <small>※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する  <small>※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある</small></small>	¥1,431,180 -
上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。 また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。	
また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。 下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。	
(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計	¥6,450,000 -
以上のとおり、お見積り申し上げます。	

## 建退共掛金

**建設業退職金共済制度の掛金を支払うために必要な経費**です。

受注者又は受注者の再下請負先が建退共加入事業者であって、上位の請負者が証紙又は退職金ポイントを一括購入しておらず、受注者が自ら掛金を支払う必要がある場合、再下請先分を含め、建退共に加入している労働者の労働日数分を計上します。

**★専門工事業者が元請として工事を請け負う場合、別途、掛金を支払うのに必要な費用の計上が必要です。**

# 見積書鑑の記載事項(安全衛生経費)

別紙

見積書合計金額(税抜)(A)のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経費	金額(税抜)
材料費	¥10,142,600 -
労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない	¥15,735,332 -
法定福利費(事業主負担分)	¥2,575,874 -
建退共掛金 ※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付事務を受託していない場合のみ計上する	¥166,080 -
<b>安全衛生経費</b> ※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある	¥1,431,180 -

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計	¥6,450,000 -
---------------------------------	--------------

以上のとおり、お見積り申し上げます。

## 「安全衛生対策項目の確認表」(参考ひな型)

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

確認項目	対策項目	建設業法第20条第1項			建設業法第20条第2項		
		計上済	未計上	未計上	計上済	未計上	未計上
安全衛生対策項目	作業現場の管理						
	作業現場の整理						
	作業現場の清掃						
	作業現場の点検						
	作業現場の巡回						
	作業現場の監視						
	作業現場の記録						
	作業現場の報告						
	作業現場の連絡						
	作業現場の協議						
労働者の保護	労働者の健康診断						
	労働者の安全教育						
	労働者の安全衛生教育						
	労働者の安全衛生講習						
	労働者の安全衛生研修						
	労働者の安全衛生訓練						
	労働者の安全衛生指導						
	労働者の安全衛生監視						
	労働者の安全衛生記録						
	労働者の安全衛生報告						

法令等により実施が求められる安全衛生対策項目(必須に応じて適用)	【計上済】(参考ひな型)	【未計上】(参考ひな型)
労働安全衛生法第20条第1項	労働安全衛生法第20条第1項	労働安全衛生法第20条第1項
労働安全衛生法第20条第2項	労働安全衛生法第20条第2項	労働安全衛生法第20条第2項
労働安全衛生法第20条第3項	労働安全衛生法第20条第3項	労働安全衛生法第20条第3項
労働安全衛生法第20条第4項	労働安全衛生法第20条第4項	労働安全衛生法第20条第4項
労働安全衛生法第20条第5項	労働安全衛生法第20条第5項	労働安全衛生法第20条第5項
労働安全衛生法第20条第6項	労働安全衛生法第20条第6項	労働安全衛生法第20条第6項
労働安全衛生法第20条第7項	労働安全衛生法第20条第7項	労働安全衛生法第20条第7項
労働安全衛生法第20条第8項	労働安全衛生法第20条第8項	労働安全衛生法第20条第8項
労働安全衛生法第20条第9項	労働安全衛生法第20条第9項	労働安全衛生法第20条第9項
労働安全衛生法第20条第10項	労働安全衛生法第20条第10項	労働安全衛生法第20条第10項

## 安全衛生経費

労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費です。

安全衛生経費は、元下間の安全衛生経費に関する認識のずれが生じる等により、適切な安全衛生経費の確保がなされないおそれがあります。このため、安全衛生経費について、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意しつつ、必要な安全衛生経費をできる限り明確にする必要があります。

具体的には、見積条件提示時に「安全衛生対策項目の確認表」等において、「見積書で費用計上する者」(=費用負担者)を確認した項目のうち、下請負人が当該者となる項目の積み上げとします。

なお、再下請をする場合は、再下請先分を含む安全衛生経費も計上した上で、再下請先に適切に支払うことが必要です。

※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがあります。

(参考) 建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(国土交通省HP)

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzeneisei.html#target2](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html#target2)

# 【法定福利費，建退共掛金，安全衛生費の算出例】

## 法定福利費

法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険料率

法定福利費 = 工事費 × 工事費当たりの平均的な法定福利費の割合

法定福利費 = 工事数量 × 数量当たりの平均的な法定福利費

※詳細は国交省ホームページにある**法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順を参照**

## 建退共掛金

建退共掛金 = 対象労働者の延べ人工数 × 320円

建退共掛金 = 総工事費（税込） × 購入率（/1,000）

※詳細は建退共事業本部が公表する「**掛金納付の考え方**」の**購入率表を参照**

## 安全衛生費

安全衛生経費 A = 延べ人工数 A × 単価 A    安全衛生経費 B = 施工量 B × 単価 B    .    .    .    .

Σ安全衛生経費 = 安全衛生経費 (A + B + . . .)

※詳細は国交省ホームページにある**安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順を参照**

# 【契約書変更に伴う提出書類の変更】



水戸市  
Mito City Official Site

本文へ Foreign Language 文字サイズ 標準

キーワード検索

暮らし・手続き 健康と福祉 文化・教育・スポーツ

最新情報 [トップページ](#) > [組織からさがす](#) > [財務部](#) > 契約検査課

## 契約検査課

新着情報

- 2026年2月25日更新 **NEW** [一般競争入札結果](#)
- 2026年2月18日更新 [一般競争入札結果](#)
- 2026年2月4日更新 [令和8年2月4日公告](#)
- 2026年2月3日更新 [週休2日前倒進工事の対象拡大について](#)
- 2026年1月28日更新 [令和8年1月28日公告](#)

[新着情報の一覧](#) [新着情報のRSS](#)

### 一般競争入札公告・申請様式

- 2026年2月4日更新 [令和8年2月4日公告](#)
- 2026年1月28日更新 [令和8年1月28日公告](#)

### 契約関係様式

2025年7月31日更新 [建設工事契約関連様式](#)



## 建設工事契約関連様式

ページID : 0002735  
更新日 : 2025年7月31日更新

建設工事用の契約等に関する水戸市専用様式を掲載しています。複写編集が可能です。

電子契約用の様式については、[電子契約についてのページ](#)に掲載しています。

### 建設工事

契約手続きについて(落札者は必ずご覧ください)

- [契約手続きについて\(一般競争入札\) \[PDFファイル/164KB\]](#)
- [契約手続きについて\(指名競争入札\) \[PDFファイル/188KB\]](#)
- [契約書作成時の注意事項について \[PDFファイル/82KB\]](#)

様式名	Word	Excel	PDF
契約書 (破と じて2 部作 成)	<a href="#">建設工事請負契約書・約款・仲裁合意書(単独用) [Wordファイル/182KB]</a>		<a href="#">建設工事請負契約書・約款・仲裁合意書(単独用) [PDFファイル/695KB]</a>
建設工事請負契約書(2JV用)	<a href="#">建設工事請負契約書・約款・仲裁合意書(2JV用) [Wordファイル/153KB]</a>		<a href="#">建設工事請負契約書・約款・仲裁合意書(2JV用) [PDFファイル/635KB]</a>
建設工事請負契約書(3JV用)	<a href="#">建設工事請負契約書・約款・仲裁合意書(3JV用) [Wordファイル/14</a>		<a href="#">建設工事請負契約書・約款・仲裁合意書(3JV用) [PDFファイル</a>



令和8年4月  
より様式変更

- 建設工事請負契約書
- 現場代理人及び主任・監理技術者等選(改)任通知書
- 管理技術者及び照査技術者選(改)任通知書

## 現場代理人及び主任・監理技術者等選(改)任通知書

水戸市長様		年 月 日	
受注者		住 所 商号又は名称 氏 名	
工 事 名	工 事		
契約年月日	年 月 日		
区 分	現 場 代 理 人	主任・監理技術者 (※)	( )
氏 名			

- 注 1 主任・監理技術者の区別は該当文字を○で囲むこと。  
 2 専門技術者・監理技術者補佐については、区分の( )に記載すること。  
 3 欄が不足する場合は適宜追加すること。  
 ※ 「資格者証(写し)」を添付すること。

## 管理技術者及び照査技術者選(改)任通知書

水戸市長様		年 月 日
受注者 住所 商号又は名称 氏 名		
委託業務名		
契約年月日	年 月 日	
区 分	管 理 技 術 者	照 査 技 術 者
氏 名		
業務に必要な 資格・免許		
経 験 年 数	年	年

※3部作成すること。

(注) 照査技術者については、該当する場合に記載すること。

資格保有者ではなく同等の能力を有する技術者を選任する場合は、  
実務に携わる経験年数を記載すること。

# 【合冊入札実施試行要項の改定】

	発注工種	合冊工事例
現行	同一であること	・ 道路改良工事（土木） + 下水道工事（土木） ※水道工事（水道）については随意契約
改定	同一であること ※ただし、主体工事等の工種が <u>土木一式及び水道施設の場合に おいては合冊対象とすることが できる</u>	・ 道路改良工事（土木） + 下水道工事（土木） ・ 道路改良工事（土木） + <u>水道工事（水道）</u> ・ 道路改良工事（土木） + 下水道工事（土木） + <u>水道工事（水道）</u>

(適用日) 令和8年4月1日以降に入札公告する工事

# 【改定の要点】

- (1) 合冊入札における工種は主体工事の工種とし、格付等級は合冊契約予定金額に応じた等級とするものとする。
- (2) 合冊入札に参加するものは、主体工事等のいずれの工種においても有資格請負業者であること。JVにおいては、構成員すべてが主体工事等のいずれの工種においても有資格請負業者であること。
- (3) 土木一式及び水道施設を合冊対象とする場合、契約予定金額算出における間接工事費の調整については、随意契約の例によるものとする。